

# 新株式発行及び自己株式処分並びに 株式売出届出目論見書

平成30年6月

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式316,710千円（見込額）の募集及び株式262,200千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式95,220千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年6月22日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行及び自己株式処分並びに  
株式売出届出目論見書

株式会社アクリート

東京都世田谷区太子堂一丁目12番39号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

なお、当社のセグメントは、SMS配信サービス事業の単一セグメントであり、事業セグメント情報の記載を行っておりません。

## 1 経営方針

当社は以下の経営方針により、SMS配信サービスの市場のシェア獲得を目指してまいります。

- 1 顧客の利便性・安全性を高める大量のSMSの正確かつ安定した配信
- 2 SMS利用用途の拡大
- 3 SMS配信マーケットの健全な発展への貢献

## 2 事業の内容

当社は、主に企業から個人向けのSMS<sup>(注1)</sup>配信を代行するサービス(SMS配信サービス)を直接販売、販社・代理店経由もしくは海外SMSアグリゲーター<sup>(注2)</sup>向けのSMPP国際ゲートウェイサービス<sup>(注3)</sup>を通して提供しております。

当社では、携帯電話事業者である株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社と接続先に大量配信を可能にする法人向けSMS配信サービス専用の方式による接続(直接回線接続)を行い、大量配信・MNP<sup>(注4)</sup>対応を可能とした当社開発のSMS配信システムによりサービスを行っております。

ユーザー企業は、システムから自動的にSMS配信を行うAPI<sup>(注5)</sup>接続による自動配信と、当社のSMS配信システムを管理画面から操作し配信を行う手動配信を用途に応じて選択し、簡単に利用することが可能となっております。

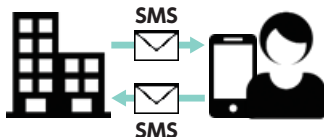
また、SMS配信サービスとしては、単純な企業から個人への一方向のSMS配信だけではなく、個人からの返信が可能な双方向サービス、電話自動対応により顧客の目的ごとに異なるSMS配信を行うIVRサービス<sup>(注6)</sup>も行っております。

### SMS配信サービス

一方向



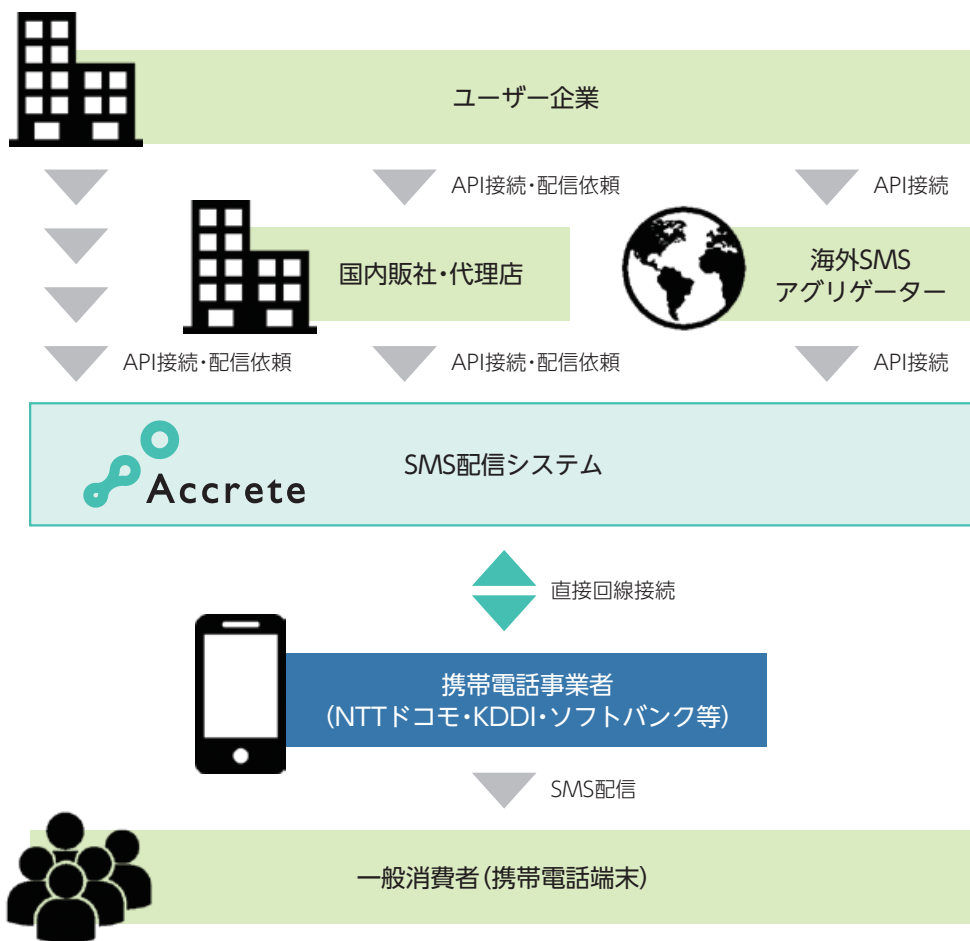
双方向



IVR



携帯電話事業者3社との直接接続による正規ルートで配信を行うことにより、  
ユーザー企業には責任あるサービスを、SMSを受信される一般消費者には  
健全かつ安心なSMSコンテンツ配信環境を提供



### ■ SMS配信サービスの健全性への取り組み

当社では、配信コンテンツの利用用途及び健全性について事前審査を行うとともに、SMS配信サービス企業で唯一「迷惑メール対策推進協議会」構成員及び「フィッシング対策協議会」正会員として、企業と一般ユーザーとの双方にメリットのあるSMS配信を促進することで健全な市場育成を目指しております。

電話(音声通話)の不通率が高いこと、郵便・Eメール・FAX等の通信手段の即時性、閲覧率の低下等により、企業から個人へのコンタクトが困難となりつつある状況の中、SMSは、近年、携帯電話を保有する全ての人に対して、個人が特定されている携帯電話番号へ送信することが可能であること、変更されにくく一般的に即時閲覧率が高い通信手段であることから、各企業が様々な用途により利用を進めております。

## 企業から個人へのコンタクトが困難な時代に

既存の企業・個人間のコンタクト手段では、  
即時性・閲覧率が低下



電話(音声通話)



郵便



PC/携帯Eメール



FAX

### ■ 様々な用途によるSMSの利用が拡大

携帯電話を保有する  
全ての人に送信可能

個人が特定されている  
携帯電話番号への送信

変更されにくく  
即時閲覧率が高い

## ■ SMS配信サービスの利用用途

主な用途といたしましては、会員登録、端末変更、パスワード配信などを行う際の携帯電話番号を用いた個人認証手段、採用情報、期限告知、支払督促、予約確認、WEBへの誘導、問合せ対応、キャンペーン、CRM<sup>(注7)</sup>などのマーケティング・コミュニケーション手段、IoT分野でのSIM<sup>(注8)</sup>を利用した遠隔操作手段などで利用されております。

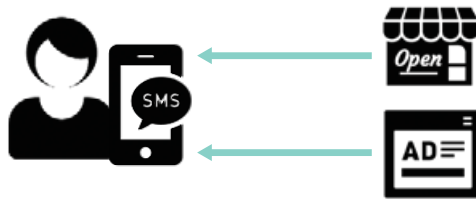
### 個人認証

会員登録、端末変更、パスワード配信などを行う際の携帯電話番号を用いた個人認証



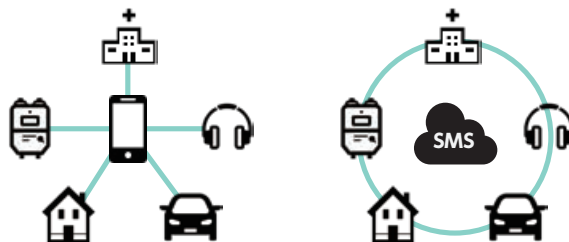
### マーケティング・コミュニケーション

採用情報、期限告知、支払督促、予約確認、WEBへの誘導、問合せ対応、キャンペーン、CRMなど



### IoT分野での遠隔操作

IoT分野でのSIMを利用した遠隔操作



(注1) SMS

相手先の電話番号だけで全角70文字の文字情報を送受信できるショートメッセージサービス

(注2) 海外SMSアグリゲーター

グローバルに多くの企業のSMS配信需要を取りまとめて、大量のSMS配信を行う企業

(注3) SMPP国際ゲートウェイサービス

携帯電話事業者間で使われる通信プロトコルであるSMPP (Short Message Peer to Peer) により、海外SMSアグリゲーターに対して国内ユーザーへのSMS配信を代行するサービス

(注4) MNP

モバイル・ナンバー・ポータビリティの略語で、携帯電話・PHSの利用者が電話会社を変更した場合に、電話番号はそのまま変更後の電話会社のサービスを利用できる制度

(注5) API

アプリケーション・プログラム・インターフェイスの略語で、ソフトウェアが互いにやりとりするのに使用するインターフェイスの仕様

(注6) IVRサービス

インタラクティブ・ボイス・レスポンス・サービスの略語で、コールセンター等で利用する自動音声応答サービス

(注7) CRM

カスタマー・リレーションシップ・マネジメントの略語で、顧客満足度と顧客ロイヤルティの向上を通して、売上の拡大と収益性の向上を目指す経営戦略・手法

(注8) SIM

サブスクリイバー・アイデンティティ・モジュールの略語で、スマートフォンや携帯電話、タブレットなどのモバイル端末でデータ通信や音声通話などを行うために必要なICチップカード

### 3 経営戦略

SMS配信サービス市場は、今後の拡大が予測されます。



個人認証



人材サービス



債権回収



ユーザーサポート



マーケティング

#### 今後、市場が拡大する要因

##### ① 国内企業の普及率が低いこと

個人認証、マーケティング、コミュニケーションなど幅広い利用用途があるにもかかわらず、国内企業の普及率が低く、今後の拡大余地は大きいものと見込まれます。

##### ③ 企業から個人へのコンタクト手段の変化

生活様式の変化により企業から個人へのコンタクト手段であった電話、郵便、Eメール、FAX等から、SMSの配信対象カバー率、閲覧率、即時性、大量一斉送信、変更頻度通知などの優位性が注目されております。

##### ② ICTの発展によるセキュリティの重要性の高まり

ICT(情報通信技術)の発展により個人認証によるセキュリティの重要性が高まる中で、携帯電話番号は有効な個人認証手段として定着しております。

##### ④ 社会課題の解決手段

物流の再配達問題、仮想通貨のセキュリティ問題、IoTの普及などの社会課題を解決する手段として、様々な業界から注目されつつあります。

SMS配信サービス市場の拡大が予測される中、当社は、国内企業向けの直接販売及び販社・代理店販売とグローバルIT企業等海外企業向けの海外SMSアグリゲーター経由での配信に大別し経営戦略を立案しております。

国内企業向け販売につきましては、直接もしくは販社・代理店と連携し、各企業が抱える課題をSMS配信により解決することで、新たな用途開発を推進し、シェア拡大を目指してまいります。現在は個人認証、コールセンター、人材サービス、債権回収、ユーザーサポート、マーケティング等の分野でのSMS配信サービスの利用が進んでおりますが、今後は、金融機関、流通・物流業界、行政機関、IoT、仮想通貨、C2C<sup>(注)</sup>取引等の市場拡大が期待される分野での用途開発を行い、市場拡大とシェア獲得を推進してまいります。

また、海外企業につきましては、当社の提供するSMPP国際ゲートウェイサービスをできるだけ多くの海外SMSアグリゲーターと接続することで、グローバルIT企業等の国内企業等の日本国内へのSMS配信を集積させてまいります。

#### 今後市場拡大が期待される分野

【金融機関】



【流通・物流】



【行政機関】



【IoT】



【仮想通貨】



【C2C】



(注)「Consumer to Consumer」の略で、一般消費者と一般消費者の間の取引を指します。インターネットの上ではネットオークションやネットショップなどの商取引が該当します。インターネット外においてはフリーマーケットなどが同様の商取引となります。



## 4 業績等の推移

### ◎ 提出会社の経営指標等

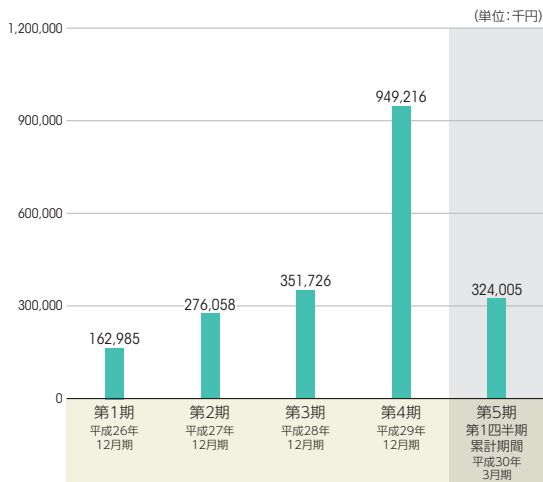
(単位:千円)

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 第1四半期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年3月
売上高	162,985	276,058	351,726	949,216	324,005
経常利益	20,431	31,092	39,386	171,395	45,183
当期(四半期)純利益	17,040	20,922	15,856	112,520	30,164
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—
資本金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	120	120	12,000	12,000	4,800,000
純資産額	47,040	67,963	83,820	192,938	223,103
総資産額	99,499	147,823	167,485	433,539	401,737
1株当たり純資産額 (円)	392,006.01	566,362.33	17.46	40.30	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	142,006.01	174,356.33	3.30	23.52	6.34
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	47.3	46.0	50.0	44.2	55.3
自己資本利益率 (%)	36.2	36.4	20.9	81.6	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	22,461	170,826	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	△17,731	5,584	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	△11,155	△13,578	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	60,273	223,106	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1 (1)	6 (1)	9 (1)	11 (2)	— (—)

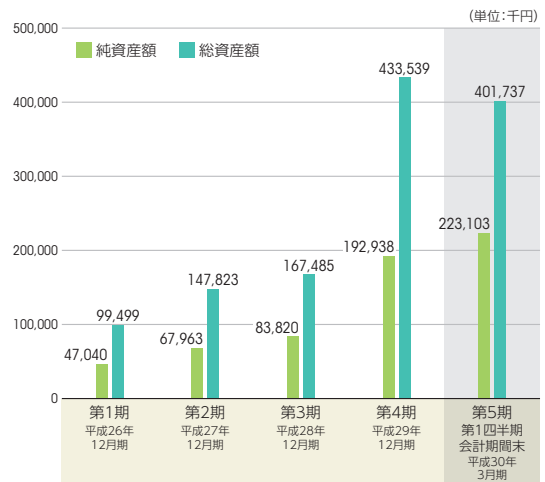
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は平成26年5月1日設立のため、第1期は平成26年5月1日から平成26年12月31日までの8ヶ月間となっております。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
6. 第1期、第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第4期及び第5期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 第1期及び第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 第5期第1四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第5期第1四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第5期第1四半期会計期間末の数値を記載しております。
10. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、第5期第1四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
- なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
11. 当社は、平成28年1月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割及び平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について「平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第1期及び第2期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 第1四半期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年3月
1株当たり純資産額 (円)	9.80	14.16	17.46	40.30	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	3.55	4.36	3.30	23.52	6.34
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

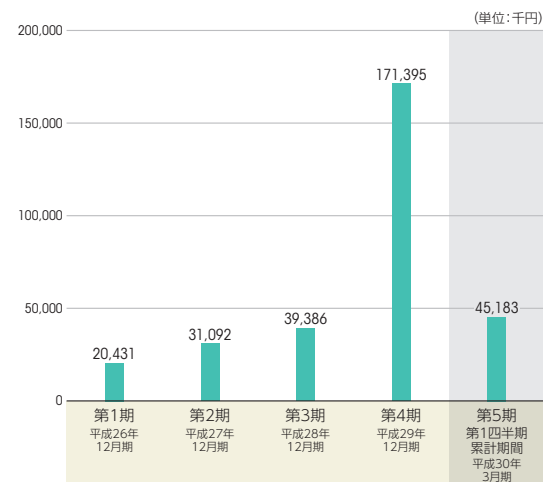
### ◎ 売上高



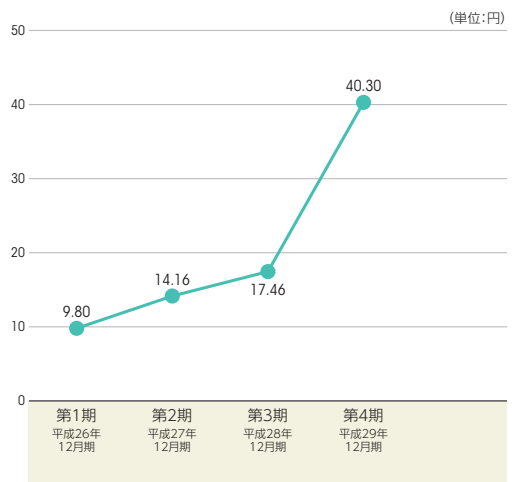
### ◎ 純資産額／総資産額



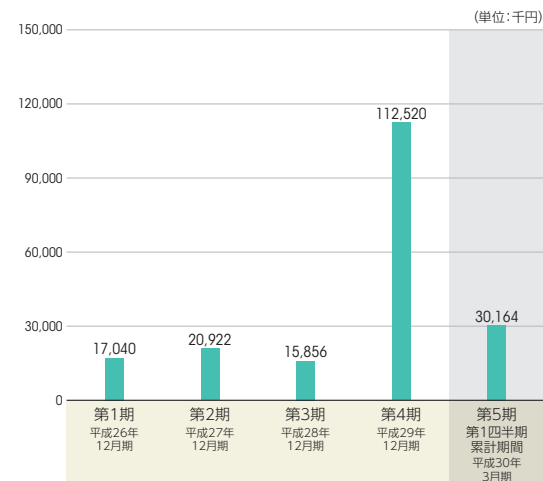
### ◎ 経常利益



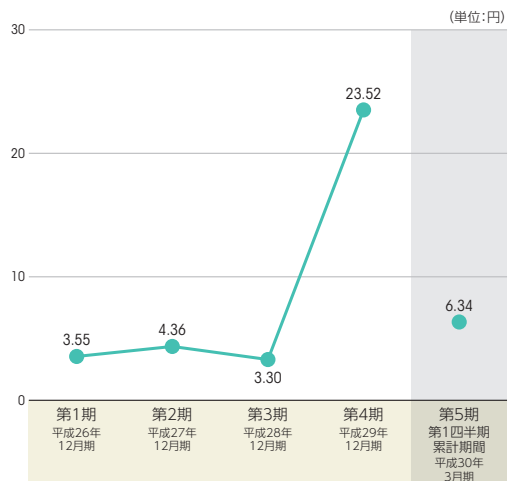
### ◎ 1株当たり純資産額



### ◎ 当期(四半期)純利益



### ◎ 1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 1. 当社は平成26年5月1日設立のため、第1期は平成26年5月1日から平成26年12月31日までの8ヶ月間となっております。  
 2. 当社は、平成28年1月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割及び平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額」につきましては、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した数値を記載しております。

# 目次

頁

## 表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	12
3. 事業の内容	13
4. 関係会社の状況	14
5. 従業員の状況	14
第2 事業の状況	15
1. 業績等の概要	15
2. 生産、受注及び販売の状況	16
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	17
4. 事業等のリスク	19
5. 経営上の重要な契約等	22
6. 研究開発活動	22
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	23
第3 設備の状況	25
1. 設備投資等の概要	25
2. 主要な設備の状況	25
3. 設備の新設、除却等の計画	25
第4 提出会社の状況	26
1. 株式等の状況	26
2. 自己株式の取得等の状況	33
3. 配当政策	33
4. 株価の推移	33
5. 役員の状況	34
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	36

第5	経理の状況	41
1.	財務諸表等	42
(1)	財務諸表	42
(2)	主な資産及び負債の内容	69
(3)	その他	70
第6	提出会社の株式事務の概要	71
第7	提出会社の参考情報	72
1.	提出会社の親会社等の情報	72
2.	その他の参考情報	72
第四部	株式公開情報	73
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	73
第2	第三者割当等の概況	77
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	77
2.	取得者の概況	78
3.	取得者の株式等の移動状況	78
第3	株主の状況	79
	[監査報告書]	82

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月22日
【会社名】	株式会社アクリート
【英訳名】	Accrete Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 彰浩
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区太子堂一丁目12番39号
【電話番号】	03-5433-0589 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 ビジネスサポート部門ゼネラルマネージャー 立山 耕司
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区太子堂一丁目12番39号
【電話番号】	03-5433-0589 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 ビジネスサポート部門ゼネラルマネージャー 立山 耕司
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 316,710,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 262,200,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 95,220,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	540,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

（注）1. 平成30年6月22日開催の取締役会決議によっております。

- 上記発行数は、平成30年6月22日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数500,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数40,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」といいます。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成30年7月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」といいます。）に伴い、その需要状況等を勘案し、138,000株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である伊藤彰浩（以下「貸株人」といいます。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。  
これに関連して、当社は、平成30年6月22日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式138,000株の新規発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。
- 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
- 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【募集の方法】

平成30年7月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」といいます。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成30年7月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定する価格で行います。

区分		発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集		—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集		—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	500,000	293,250,000	158,700,000
	自己株式の処分	40,000	23,460,000	—
計（総発行株式）		540,000	316,710,000	158,700,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。また、平成30年6月22日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成30年7月18日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（690円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は372,600,000円となります。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年7月19日(木) 至 平成30年7月24日(火)	未定 (注) 4	平成30年7月25日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年7月9日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年7月18日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年7月9日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年7月18日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の新株式発行に係る発行数で除した金額とし、平成30年7月18日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年7月26日（以下「上場（売買開始）日」といいます。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年7月10日から平成30年7月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

##### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

##### ② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目7番4号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。



#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
計	—	540,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成30年7月9日に決定する予定であります。  
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年7月18日)に元引受契約を締結する予定であります。  
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
342,792,000	7,000,000	335,792,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。  
 2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(690円)を基礎として算出した見込額であります。  
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)は含まれておりません。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額335,792千円及び本第三者割当増資の手取概算額上限87,295千円については、①SMS配信サービス事業の強化のためのソフトウェア開発費、②本社オフィス移転に関する設備投資資金、③借入金の返済資金及び④事業拡大に伴う人件費に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

- ①SMS配信サービス事業の強化のためのソフトウェアの開発委託費及び人件費として164,803千円(平成30年12月期18,803千円、平成31年12月期73,000千円、平成32年12月期73,000千円)を充当する予定であります。開発するソフトウェアは、主に既存システムの機能の強化を計画しており、それにより配信の品質とスピードの向上及びサービスの多角化の一因となると認識しております。ソフトウェアを早期に開発するために、外部への開発委託や多数の社内開発エンジニアが必要になるため、そのための開発資金に充当する予定であります。
- ②現本社オフィスでは今後事業を拡大するに当たって必要な人員を収容することが困難になることから、人員拡大への対応を目的とした本社オフィスの移転を計画しております。当該移転にかかる差入保証金及び建物設備等の設備投資資金46,400千円を平成31年12月期に充当する予定であります。
- ③事業運営上の運転資金及び設備資金として調達した長期借入金の返済資金として、平成30年12月末までに23,000千円を充当する予定であります。
- ④事業拡大のための優秀な人材確保を目的とした人件費(人材採用費を含む)の増加を計画しており、人件費(人材採用費を含む)188,884千円(平成30年12月期19,000千円、平成31年12月期83,000千円、平成32年12月期86,884千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年7月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」といいます。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	380,000	262,200,000	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号 BANA1号有限責任事業組合 250,000株  東京都世田谷区 伊藤 彰浩 80,000株  福岡市博多区 白根 泰子 20,000株  東京都渋谷区 Rolf Lumpe 10,000株  福岡市博多区博多駅東二丁目6番23号 株式会社ダブリュコーポレーション 10,000株  福岡市早良区 新井 栄吉 10,000株
計(総売出株式)	—	380,000	262,200,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、138,000株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。  
 オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（690円）で算出した見込額であります。

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 7月19日(木) 至 平成30年 7月24日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の  
(注) 1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一  
といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売  
出価格決定日（平成30年7月18日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額  
は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機  
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を  
行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の  
(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	138,000	95,220,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	138,000	95,220,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売価格（690円）で算出した見込額であります。

### 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (1)【入札方式】

##### ①【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 7月19日(木) 至 平成30年 7月24日(火)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、138,000株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアオプション」といいます。）を、平成30年8月23日を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成30年8月23日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成30年7月18日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエアオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成30年6月22日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 138,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注) 2
(4)	払込期日	平成30年8月28日(火)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、平成30年7月9日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、平成30年7月18日に決定します。

### 4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である伊藤彰浩、売出人であるBANA1号有限責任事業組合、並びに当社役員かつ当社新株予約権者である田中優成は、SMBC日興証券株式会社(以下「主幹事会社」といいます。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成31年1月21日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

売出人であるRolf Lumpe、株式会社ダブリュコーポレーション、白根泰子及び新井栄吉並びに当社株主であるChin Yeu Yao、株式会社フラッシュワゴン、日置健二、株式会社オークファン、GA1号投資組合、GA2号投資組合、小原聖誉、合同会社NOB、フジ総合印刷株式会社、吉住謙、望月明人、田宗道弘、大岩伸行、茂呂眞、美澤臣一、本田泰代子、白根一成、小林和人、平尾良枝、重富光泰、株式会社アイシーピー、株式会社レジェンド・パートナーズ、NK Fund第1号投資事業有限責任組合、藤井宏幸、林令史、吉川浩永、金秀奉、岩永知久、株式会社コンフロント、田子広美、丹藤寛、山下武大、後藤知英美、佐竹康峰、石川智明及び今川信宏は、主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出における売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高 (千円)	162,985	276,058	351,726	949,216
経常利益 (千円)	20,431	31,092	39,386	171,395
当期純利益 (千円)	17,040	20,922	15,856	112,520
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	120	120	12,000	12,000
純資産額 (千円)	47,040	67,963	83,820	192,938
総資産額 (千円)	99,499	147,823	167,485	433,539
1株当たり純資産額 (円)	392,006.01	566,362.33	17.46	40.30
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	142,006.01	174,356.33	3.30	23.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	47.3	46.0	50.0	44.2
自己資本利益率 (%)	36.2	36.4	20.9	81.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	22,461	170,826
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△17,731	5,584
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△11,155	△13,578
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	60,273	223,106
従業員数 (人)	1	6	9	11
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)	(1)	(2)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は平成26年5月1日設立のため、第1期は平成26年5月1日から平成26年12月31日までの8ヶ月間となっております。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
6. 第1期、第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 第1期及び第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

9. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
10. 当社は、平成28年1月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割及び平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第1期及び第2期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第1期	第2期	第3期	第4期
	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
1株当たり純資産額 (円)	9.80	14.16	17.46	40.30
1株当たり当期純利益金額 (円)	3.55	4.36	3.30	23.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)



## 2 【沿革】

当社は、インディゴ株式会社の事業部門として行っていたSMS配信サービス事業を会社分割（新設分割）し、「株式会社アクリート」として設立されました。

当社設立以降の沿革は以下のとおりであります。

平成26年5月	東京都世田谷区三軒茶屋において、インディゴ株式会社のSMS配信サービス事業を会社分割（新設分割）し、株式会社アクリートを設立（資本金30,000千円）
平成26年9月	海外SMSアグリゲーター向けにSMP P国際ゲートウェイサービスを開始
平成26年11月	販社・代理店募集を開始
平成27年3月	配信したSMSに対する返信が可能となる双方向SMSサービスを開始
平成27年12月	トランスコスモス株式会社の開発するコンタクトセンターコミュニケーションプラットフォーム「Contact-Link」のSMS送受信機能に採用
平成28年6月	株式会社マルケトとマーケティングオートメーションツール「Marketo」におけるSMS配信の活用に関して提携
平成28年12月	東京都世田谷区太子堂に本社を移転

### 3 【事業の内容】

当社は、主に企業から個人向けのSMS（注1）配信を代行するサービス（SMS配信サービス）を直接販売、販社・代理店経由もしくは海外SMSアグリゲーター（注2）向けのSMPP国際ゲートウェイサービス（注3）を通して提供しております。

電話（音声通話）の不通率が高いこと、郵便・Eメール・FAX等の通信手段の即時性、閲覧率の低下等により、企業から個人へのコンタクトが困難となりつつある状況の中、SMSは、近年、携帯電話を保有する全ての人に対して、個人が特定されている携帯電話番号へ送信することが可能であること、変更されにくく一般的に即時閲覧率が高い通信手段であることから、各企業が様々な用途により利用を進めております。

主な用途といたしましては、会員登録、端末変更、パスワード配信などを行う際の携帯電話番号を用いた個人認証手段、採用情報、期限告知、支払督促、予約確認、WEBへの誘導、問合せ対応、キャンペーン、CRM（注4）などのマーケティング・コミュニケーション手段、IoT分野でのSIM（注5）を利用した遠隔操作手段などで利用されております。

当社では、携帯電話事業者である株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社と接続先に大量配信を可能にする法人向けSMS配信サービス専用の方式による接続（直接回線接続）を行い、大量配信・MNP（注6）対応を可能とした当社開発のSMS配信システムによりサービスを行っております。なお、携帯電話事業者が認める正規配信ルートによりSMS配信サービスを提供するためには、すべての携帯電話事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）と直接接続契約を締結する必要がある状況となっております。

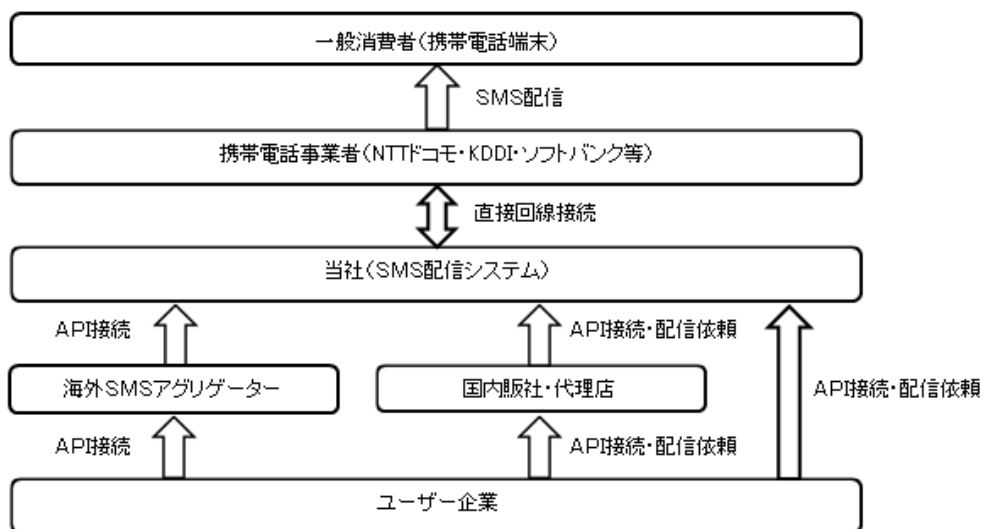
ユーザー企業は、システムから自動的にSMS配信を行うAPI（注7）接続による自動配信と、当社のSMS配信システムを管理画面から操作し配信を行う手動配信を用途に応じて選択し、簡単に利用することが可能となっております。

また、SMS配信サービスとしては、単純な企業から個人への一方向のSMS配信だけではなく、個人からの返信が可能な双方向サービス、電話自動対応により顧客の目的ごとに異なるSMS配信を行うIVRサービス（注8）も行っております。

なお、当社のセグメントは、SMS配信サービス事業の単一セグメントであり、事業セグメント情報の記載を行っておりません。

#### [事業系統図]

事業系統図は以下のとおりであります。



#### （注1）SMS

相手先の電話番号だけで全角70文字の文字情報を送受信できるショートメッセージサービス

#### （注2）海外SMSアグリゲーター

グローバルに多くの企業のSMS配信需要を取りまとめて、大量のSMS配信を行う企業

#### （注3）SMPP国際ゲートウェイサービス

携帯電話事業者間で使われる通信プロトコルであるSMPP（Short Message Peer to Peer）により、海外SMSアグリゲーターに対して国内ユーザーへのSMS配信を代行するサービス

#### （注4）CRM

カスタマー・リレーションシップ・マネジメントの略語で、顧客満足度と顧客ロイヤルティの向上を通して、売上の拡大と収益性の向上を目指す経営戦略・手法

(注5) S I M

サブスクライバー・アイデンティティ・モジュールの略語で、スマートフォンや携帯電話、タブレットなどのモバイル端末でデータ通信や音声通話などを行うために必要な I C チップカード

(注6) M N P

モバイル・ナンバー・ポータビリティの略語で、携帯電話・PHSの利用者が電話会社を変更した場合に、電話番号はそのまま変更後の電話会社のサービスを利用できる制度

(注7) A P I

アプリケーション・プログラム・インターフェイスの略語で、ソフトウェアが互いにやりとりするのに使用するインターフェイスの仕様

(注8) I V R サービス

インタラクティブ・ボイス・レスポンス・サービスの略語で、コールセンター等で利用する自動音声応答サービス

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) B A N A 1 号有限責任 事業組合	東京都世田谷区	—	保有株式の 運用業務	被保有 42.18	取引関係及び役員の兼務等 なし

#### 5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年5月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
10 ( 2 )	39.9	2.2	5,419

- (注) 1. 当社はSMS配信サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。  
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

第4期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済・金融政策により輸出主導による企業収益の改善がみられ、堅調な雇用・所得情勢も背景にして、緩やかな景気回復の中で推移いたしました。

SMS配信サービス業界におきましては、SMS配信サービスの認知度が向上し、企業と個人の間でのコミュニケーション手段としてSMSの有用性を再認識する企業が多く、SMS配信市場は急速な広がりをみせております。

このような状況の中、当社は国内の携帯電話事業者3社との直接回線接続、大量配信に耐えうるSMS配信システムなどから海外SMSアグリゲーター、IT企業、コールセンター、人材サービス会社等からの支持を受け、業界内でのポジションを確立しております。

当事業年度におきましては、大手グローバル企業が国内向けに配信するSMSを対象としたSMP P国際ゲートウェイサービスの有用性を海外SMSアグリゲーター向けに浸透させ、様々な問題を含む海外網経由でのSMS配信を当社ゲートウェイ経由での配信に変更すべく啓蒙活動及び営業活動を推進した結果、海外SMSアグリゲーター経由でのSMS配信数は大幅に増加いたしました。

また、国内企業向け直接販売におきましても、個人認証だけではなく、人材サービス、債権回収、ユーザーサポート等の分野でのSMS配信サービスの利用が拡大し、販社・代理店におきましては、コールセンター、マーケティング関連企業等の配信数が増加したことから堅調に推移しております。

以上の結果、当事業年度のSMS配信数は251百万通（前年同期比338.8%増）、売上高は949,216千円（前年同期比169.9%増）、営業利益は171,452千円（前年同期比364.8%増）、経常利益は171,395千円（前年同期比335.2%増）、当期純利益は112,520千円（前年同期比609.6%増）となりました。

なお、当社はSMS配信サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの記載は省略しております。

第5期第1四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策により、一部で円高による景気後退の懸念はありましたが、好調な企業収益と失業率の低下、賃金の上昇等により、緩やかな回復基調で推移いたしました。

SMS配信サービス業界におきましては、SMS配信サービスの認知度が向上し、企業と個人の間でのコミュニケーション手段としてSMSの有用性を再認識する企業が増加するとともに、コインチェック不正流出事件の影響により個人認証への関心も高まり、SMS配信市場は急速な広がりをみせております。

このような状況の中、当社は国内の携帯電話事業者3社との直接回線接続、大量配信に耐えうるSMS配信システムなどから海外SMSアグリゲーター、IT企業、コールセンター、人材サービス会社等からの支持を受け、業界内でのポジションを確立しております。

当第1四半期累計期間におきましては、大手グローバル企業が国内向けに配信するSMSを対象としたSMP P国際ゲートウェイサービスの有用性が海外SMSアグリゲーターに浸透し、配信数が増加しております。

また、国内企業向け直接販売におきましては、債権回収、人材サービス、仮想通貨取引所等の分野でのSMS配信サービスの利用が拡大し、販社・代理店におきましては、システム開発会社、マーケティング関連企業等の配信数が増加したことにより堅調に推移しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間のSMS配信数は92百万通、売上高は324,005千円、営業利益は50,790千円、経常利益は45,183千円、四半期純利益は30,164千円となりました。

なお、当社はSMS配信サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フロー

第4期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前事業年度末に比べて162,833千円増加し、223,106千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は170,826千円（前事業年度は22,461千円の獲得）となりました。収入の主な内訳は、税引前当期純利益171,395千円、仕入債務の増加額112,213千円、減価償却費11,360千円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加額87,492千円、未収消費税等の増加額26,891千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は5,584千円（前事業年度は17,731千円の使用）となりました。収入は、差入保証金の回収による収入8,167千円であり、支出の主な内訳は、無形固定資産の取得による支出2,252千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は13,578千円（前事業年度は11,155千円の使用）となりました。収入は、新株予約権の発行による収入1,098千円であり、支出の内訳は、長期借入金の返済による支出10,176千円、自己株式の取得による支出4,500千円であります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第4期事業年度及び第5期第1四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第4期事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		第5期第1四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)
SMS 配信サービス事業	949,216	269.9	324,005
合計	949,216	269.9	324,005

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事業セグメントは、SMS 配信サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績は記載しておりません。

3. 最近2事業年度及び第5期第1四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第3期事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		第4期事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		第5期第1四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
SAP BSC Nederland B.V.	—	—	248,624	26.2	86,305	26.6
Nexmo, Inc.	91,454	26.0	210,999	22.2	54,128	16.7
TeleSign Mobile Limited	—	—	146,678	15.5	79,200	24.4

(注) 第3期事業年度のSAP BSC Nederland B.V.及びTeleSign Mobile Limitedに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満または販売実績がないため記載を省略しております。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、「SMS 配信サービス企業」として、顧客の利便性・安全性を高める大量の SMS の正確かつ安定した配信、SMS 利用用途の拡大、SMS 配信マーケットの健全な発展への貢献を経営方針とし、SMS 配信サービス市場のシェア獲得を目指してまいります。

#### (2) 経営戦略等

SMS 配信サービス市場は、以下の要因により今後の拡大が予測されています。

##### ① 国内企業の普及率が低いこと

個人認証、マーケティング、コミュニケーションなど幅広い利用用途があるにも関わらず、国内企業の普及率が低く、今後の拡大余地は大きいものと見込まれます。

##### ② ICT（情報通信技術）の発展によるセキュリティの重要性の高まり

ICT の発展により個人認証によるセキュリティの重要性が高まる中で、携帯電話番号は有効な個人認証手段として定着しております。

##### ③ 企業から個人へのコンタクト手段の変化

生活様式の変化により企業から個人へのコンタクト手段であった電話、郵便、Eメール、FAX 等から、SMS の配信対象カバー率、閲覧率、即時性、大量一斉送信、変更頻度通知などの優位性が注目されております。

##### ④ 社会課題の解決手段

物流の再配達問題、仮想通貨のセキュリティ問題、IoT の普及などの社会課題を解決する手段として、様々な業界から注目されつつあります。

SMS 配信サービス市場の拡大が予測される中、当社は、国内企業向けの直接販売及び販社・代理店販売とグローバル IT 企業等海外企業向けの海外 SMS アグリゲーター経由での配信に大別し経営戦略を立案しております。

国内企業向け販売につきましては、直接もしくは販社・代理店と連携し、各企業が抱える課題を SMS 配信により解決することで、新たな用途開発を推進し、シェア拡大を目指してまいります。現在は個人認証、コールセンター、人材サービス、債権回収、ユーザーサポート、マーケティング等の分野で SMS 配信サービスの利用が進んでおりますが、今後は、金融機関、流通・物流業界、行政機関、IoT、仮想通貨、C2C（注）取引等の市場拡大が期待される分野での用途開発を行い、市場拡大とシェア獲得を推進してまいります。

また、海外企業につきましては、当社の提供する SMP P 国際ゲートウェイサービスをできるだけ多くの海外 SMS アグリゲーターと接続することで、グローバル IT 企業等の国内企業等の日本国内への SMS 配信を集積させてまいります。

（注）「Consumer to Consumer」の略で、一般消費者と一般消費者の間の取引を指します。インターネットの上ではネットオークションやネットショップなどの商取引が該当します。インターネット外においてはフリーマーケットなどが同様の商取引となります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

高い成長性と収益性及び企業価値の向上が経営上の重点課題と認識しており、成長性につきましては売上高対前年比率、収益性につきましては売上高経常利益率等の経営指標を重視しております。

#### (4) 経営環境及び対処すべき課題

当社は、以下の事項について今後の事業展開における重要な課題として認識し、取り組んでおります。

##### ① SMS 配信の用途開発

SMS 配信サービスは、様々な業種での多様な用途が想定され、グローバル市場では国内市場と比べて多くの用途での SMS 配信が普及しております。当社では各業界での利用用途を開拓し、事例を積み重ねることで国内企業の SMS 配信需要を喚起することを課題と考えております。

特に、SMS 配信サービス市場を発展させるためには、金融業界、物流業界などの基幹産業や行政機関、IoT、仮想通貨等の新規分野への事業展開により、SMS 配信サービスの利用用途を拡大させることが重要であると認識しております。

② 販社・代理店、海外SMSアグリゲーターとの連携強化

当社では、国内の大手IT企業やコールセンターなどSMS配信サービスの活用により顧客満足度を向上させることができる商圏を有する販社・代理店やグローバルIT企業を中心とした有力な海外SMSのトランザクションを確保している海外SMSアグリゲーターとの連携を強化することにより、SMS配信サービス市場の拡大とシェアの獲得を図ることを重要な成長戦略であると認識しております。

③ セールスマーケティング体制強化

現在SMS配信サービスの社会的注目度は高く、多くの顧客やパートナー企業候補が存在しております。当社は、実績、機能など競争優位性を有しておりますが、一方で案件数に対するセールスマーケティング体制が未整備であり、SMS配信サービスを利用する他企業との取り組みを推進しうる優秀な人材の確保・育成を課題と認識しております。

④ 技術者の採用及び育成

SMS配信サービスを支える技術者は、システム分野と通信分野の双方の知見が必要となるため、即戦力の人材採用は困難であり、今後の事業展開においては技術者の人材採用と育成が重要な課題であると認識しております。

⑤ 経営管理体制の強化

当社のSMS配信サービスが健全に発展するためには、企業規模の拡大の基礎となる経営管理体制とコーポレート・ガバナンスをより強化することでコンプライアンスを徹底することが重要であると認識しております。

#### 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

##### (1) 事業環境に関するリスクについて

###### ① SMS 配信サービス市場の拡大について

SMS 配信サービス市場は、グローバル市場においては多くの大手SMSアグリゲーターが存在する巨大な市場が存在しておりますが、日本国内においては、一般にSMSが利用されてこなかった背景から、現在のところ、その市場規模は小さなものとなっております。SMS 配信サービス市場は、利用用途の拡大により、利用企業数、配信通数ともに急速に増加しておりますが、今後、新たな法的規制の導入、SMS 配信が不要となる技術革新、携帯電話事業者の方針変更等により、当社の想定どおりSMS 配信サービス市場が発展しない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ② 競合企業について

携帯電話事業者が認める正規配信ルートによりSMS 配信サービスを提供するためには、すべての携帯電話事業者と直接接続契約を締結する必要があるため、現状、国内におけるSMS 配信サービス市場は当社を含む4社により市場の大半を占めております。しかしながら、今後、市場規模が拡大することで、新規参入企業が増加する可能性は否定できず、競合企業の増加により競争が激化した場合には当社の事業の成長及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ③ SMS 配信サービスの利用用途及び健全性と一般ユーザーの動向について

当社では、配信コンテンツの利用用途及び健全性について事前審査を行うとともに、SMS 配信サービス企業で唯一「迷惑メール対策推進協議会」構成員及び「フィッシング対策協議会」正会員として、企業と一般ユーザーとの双方にメリットのあるSMS 配信を促進することで健全な市場育成を目指しております。しかしながら、競合他社及び正規ルート以外でのSMS 配信業者等により、一般ユーザーに受け入れられない迷惑SMS の配信が横行し、SMS 配信そのものの信頼性が損なわれるような状況となった場合には、市場の発展が阻害され、当社の事業の成長及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 事業内容に関するリスクについて

###### ① 携帯電話事業者との契約関係について

当社は、SMS 配信サービスを提供するために、現在、主要な携帯電話事業者3社と直接接続契約を締結しており、当社では企業から依頼された配信コンテンツを当社システムから携帯電話事業者のSMS 配信ルートを利用して、一般ユーザーに配信しております。

従いまして、当社では携帯電話事業者との契約は当社の事業活動の前提となる契約であると考えており、現在、携帯電話事業者と当社との間の契約の継続に支障を来す要因は発生しておりませんが、携帯電話事業者の新規参入があり、当該携帯電話事業者との契約が想定どおり進捗しなかった場合、携帯電話事業者によりSMS の送信単価の引き上げが実施された場合、その他何らかの事情により当社といずれかの携帯電話事業者との契約の変更があった場合もしくは継続ができなくなった場合には、当社の事業運営及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

###### ② 海外SMSアグリゲーターの動向について

当社は海外SMSアグリゲーター向けに、SMP P国際ゲートウェイサービスを提供しており、グローバル企業が海外SMSアグリゲーターに委託したSMS 配信のうち国内ユーザー向けの配信の受託を行っており、平成29年12月期において、当社の売上高の70.6%を占めております。

グローバル企業が委託する海外SMSアグリゲーターを変更することで、当社が国内ユーザー向けの配信の受託ができなくなる、もしくは当該理由により国内ユーザー向けの配信が著しく減少した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、現在のところ海外SMSアグリゲーターは、システムの安定性並びに日本特有のSMS 配信ビジネスに関連する法令（電気通信事業法、迷惑メール防止法）の遵守等の理由で当社サービスの利用を継続的に行っておりますが、当社のゲートウェイサービスを利用してSMS 配信を行っている海外SMSアグリゲーターが独自で国内SMS 配信サービス市場に参入した場合もしくは他の配信ルートを利用することとした場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。



③ 販社・代理店の営業活動について

当社はSMS配信サービスの事業拡大のため、直接販売だけではなく、コールセンター、システム開発会社等と協業して、国内での市場開発及び営業活動を連携して行っております。しかしながら、これらの販社・代理店が当社の想定する営業活動を推進しなかった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ システムの安定性について

当社が提供するサービスは、当社が開発したSMS配信システムにより提供されております。当社では、システムトラブルが発生しないよう24時間体制での監視を行うとともに、大量配信による負荷、セキュリティ対策、自然災害等を想定したシステム運用を行うことで、システムダウンや重大なシステム障害等を防止する体制を維持・改善することを重大な経営上の課題と認識しておりますが、何らかのトラブルによりシステムダウンやシステム障害等が発生した場合には、当社の社会的信用やブランドイメージが低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 情報セキュリティリスクについて

当社では、サービス提供において、業務上、顧客企業が保有する個人情報や顧客企業の機密情報を知り得る場合があります。このため、当社では情報セキュリティ体制の強化に努めるとともに、平成26年10月にISO/IEC 27001:2013（情報セキュリティマネジメント）の規格に適合する証明を取得しております。しかしながら、コンピュータウイルス、不正アクセス、人為的過失、あるいは顧客システムの運用障害、その他の理由により、これらの機密情報の漏洩が発生した場合、顧客企業等からの損害賠償請求や当社の信用失墜の事態を招き、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 知的財産権の侵害について

当社は、第三者の知的財産権に関して、外部の弁護士、弁理士を通じて調査を行い、権利侵害がないよう留意することでリスクの回避を行っておりますが、当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性や今後第三者により知的財産権が成立する可能性があります。

万一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者により損害賠償請求、使用差止め請求、ロイヤリティの支払請求等が発生する可能性があります。当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が事業活動において使用している一部の技術に関し、第三者の知的財産権が成立しているものが存在していることを確認しておりますが、当社では当該知的財産権が成立する以前から当該技術を使用しており当社は先使用权を有していると認識しており、当該知的財産権に関する侵害はないものと考えております。

⑦ 為替相場の変動について

当社の海外SMSアグリゲーター向けのSMP P国際ゲートウェイサービスの大半がユーロ建て取引となっているため、当社の業績は為替相場の影響を受けております。

なお、平成29年12月期におけるユーロ建て売上高は、640,708千円となっております。

(3) 組織体制について

① 小規模組織体制及び人材の確保・育成について

当社は、本書提出日現在、取締役5名、従業員10名の小規模組織であり、現状、内部管理体制もこの規模に応じたものとなっております。今後、事業拡大に応じた採用活動を行っていくとともに従業員の育成を行い、人員増強を進める方針ですが、優秀な人材を獲得することがタイムリーにできなかった場合、当社の事業の成長及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定の経営者への依存について

当社の営業活動及び事業推進については、設立以来、代表取締役社長である伊藤彰浩が重要な役割を果たしております。当社では、コーポレート・ガバナンスを強化するとともに、取締役会での議論の活性化、各部門責任者の配置等により、弊社伊藤に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、弊社伊藤が何らかの理由により、当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、技術面におきましては、取締役である上川佳一の技術と経験に依存しております。当社では、技術者の採用及び育成に注力してまいりますが、同氏が何らかの理由により、当社の業務を継続できなくなった場合、事業運営に支障が出る可能性があります。

③ 内部管理体制の強化について

当社では、企業価値の継続的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、法

令遵守を徹底してまいりますが、人材の確保の遅れ等により、十分な内部管理体制の構築ができない状況となった場合、適切な業務運営が困難となる可能性があります。

④ 社歴が浅いことについて

当社は、平成26年5月に設立された社歴の浅い会社であるため、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報として不十分な可能性があります。

(4) 法的規制について

当社は、会社法、金融商品取引法、労働基準法、個人情報保護法、法人税法等の一般的な法令に加え、電気通信事業法、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（俗称：迷惑メール防止法）の規制を受けております。また、将来的に同法の改正や事業に関する分野を規制する法令等の制定、あるいは自主的な業界ルールの制定等が行われた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

① 電気通信事業法

当社は、電気通信事業者として総務省に届出を行い登録されています。従って、電気通信事業法及び関連する省令等を遵守する必要があります。

同法においては、電気通信事業者の取扱い中にかかる通信の秘密を侵す行為及び電気通信事業に従事する者またはかつて従事した者が、電気通信事業者の取扱い中にかかる通信に関して知り得た他人の秘密を漏らす行為が規制されています。当社は、同法で規定される通信の秘密等の原則を徹底し、法令違反が発生しない体制での事業運営を行っており、現在まで同法に抵触した事実はありません。しかしながら、万一法令違反が発生した場合、業務改善命令もしくは罰則を受け、当社の事業運営に影響を与える可能性があります。

② 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律は、一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることを鑑み、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的としており、当社が配信している企業から個人向けのSMS配信も対象となっております。

当社では、同法で規定されるあらかじめ同意したユーザーのみへの広告宣伝SMS配信を行うオプトイン方式、同意を証する記録の保存、表示義務を遵守していることを当社の顧客である配信元企業等に確認を行うことで、SMS配信審査の中で法令違反が発生しない体制での事業運営を行っておりますが、万一当社の顧客が法令違反をし、業務改善命令もしくは罰則を受けた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 大株主について

当社の大株主であるBANA1号有限責任事業組合は、当社の分割法人であるインディゴ株式会社の取締役4名が組合員であり、当社株式保有を目的として設立された有限責任事業組合であります。当社とインディゴ株式会社及びBANA1号有限責任事業組合との間には、取引関係はなく、役員の兼務・従業員の出向等の人的な関係もありません。

BANA1号有限責任事業組合は、長期的に株式を保有する方針である旨、かつ、現経営陣の経営方針を支持している旨を伺っているため、当社といたしましては安定株主であると認識しております。また、インディゴ株式会社の利益誘導がないように、かつ当社の少数株主の利益を害さないように議決権を行使することを第三者である弁護士に委任していると伺っております。しかし、当該委任は通知により解除でき、また、議決権行使の委任についてインディゴ株式会社の利益誘導や少数株主の利益を害するような事案でない限りは、委任者であるBANA1号有限責任事業組合の組合員の利益に沿う形で委任業務がおこなわれることになっております。

本書提出日現在、BANA1号有限責任事業組合は、当社発行済株式総数の41.8%を保有しておりますが、将来的に当該委任が解除された場合、長期的な株式保有の方針が変わる可能性があります。それに伴い、当社株式が売却された場合、当社株式の市場価格や流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他のリスクについて

① 配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識し、事業基盤の整備状況、業績や財政状態等を総合的に勘案のうえ、配当の実施を検討する予定であります。

当面は、事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えから、内部留保の充実を基本方針とさせていただき所存であり、現時点において、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

## ② 新株予約権について

当社は、当社取締役、監査役、従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合には、既存株主の保有株式の価値が希薄化される可能性があります。

本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は472,000株であり、発行済株式総数4,800,000株の9.8%に相当しております。なお、新株予約権の詳細は、後記「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 及び (7) ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

## ③ 資金使途について

今回、当社が計画している公募増資による調達資金につきましては、設備投資、借入金返済及び人材採用・育成に係る費用等として充当する予定であります。しかしながら、急激な経営環境の変化が生じ、その変化に対応するため、調達資金の使途を変更する可能性があります。また、計画どおりに使用された場合であっても、想定どおりの投資効果を得られない可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

携帯通信事業者との契約

相手方の名称	契約または申込の名称	契約期間または申込日
株式会社NTTドコモ	電気通信サービスの提供に関する契約書	当初契約期間 平成26年3月1日から平成33年2月28日まで
KDDI株式会社	SMS（Cメール）配信システム使用契約書	当初契約期間 平成25年8月1日から平成26年7月31日まで (以後1年毎の自動更新)
ソフトバンク株式会社	データ通信網サービス接続サイト申込	利用開始申込日 平成25年10月15日

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

第4期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当事業年度末の財政状態は、前事業年度末に比べて、当期純利益の計上等により純資産が109,118千円増加し、財政状態は良好な状態で推移しております。

資産、負債、純資産別の財政状態の分析は以下のとおりです。

#### （資産）

当事業年度末の資産の残高は、前事業年度末に比べて、266,054千円増加し433,539千円となりました。これは主に事業規模拡大に伴う現金及び預金の増加162,833千円及び売掛金の増加87,492千円によるものです。

#### （負債）

当事業年度末の負債の残高は、前事業年度末に比べて、156,935千円増加し240,601千円となりました。これは主に事業規模の拡大に伴う買掛金の増加112,213千円、未払法人税等の増加58,741千円、長期借入金の返済による長期借入金の減少10,176千円によるものです。

#### （純資産）

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べて、109,118千円増加し192,938千円となりました。これは主に当期純利益の計上による利益剰余金の増加112,520千円によるものです。

第5期第1四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）

当第1四半期会計期間末の財政状態は、前事業年度末に比べて、四半期純利益の計上により純資産が30,164千円増加し、財政状態は良好な状態で推移しております。

資産、負債、純資産別の財政状態は以下のとおりです。

#### （資産）

当第1四半期会計期間末の資産は、前事業年度末に比べて、31,802千円減少し401,737千円となりました。これは主に現金及び預金の減少15,840千円、売掛金の減少28,736千円によるものです。

#### （負債）

当第1四半期会計期間末の負債は、前事業年度末に比べて、61,966千円減少し178,634千円となりました。これは主に未払法人税等の納付等による減少49,303千円、買掛金の減少14,394千円によるものです。

#### （純資産）

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べて、30,164千円増加し223,103千円となりました。これは四半期純利益の計上による利益剰余金の増加30,164千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

第4期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当事業年度の経営成績は、「1 業績等の概要 (1) 業績」にも記載しておりますが、売上高は、949,216千円（前年同期比169.9%増）となりました。これは主に、海外アグリゲーターを経由した大手グローバル企業などの国内向け配信の獲得によるSMS配信数の大幅な増加によるものであります。

売上原価は、608,931千円（前年同期比237.7%増）となりました。これは主に、SMS配信数増加に伴う携帯電話事業者からの仕入高増加によるものであります。また、売上原価率は64.2%（前年同期比12.9ポイント上昇）となりました。これは主に、上記海外SMSアグリゲーターを経由した大手グローバル企業などの大口取引先獲得に伴う配信単価の低下によるものであります。

販売費及び一般管理費は、168,832千円（前年同期比25.5%増）となりました。これは主に、給料及び手当の増加16,940千円によるものであります。

結果、営業利益は171,452千円（前年同期比364.8%増）と大幅な増益となり、営業利益率も18.1%（前年同期比7.6ポイント上昇）と改善しております。

営業外収益は、513千円（前年同期比92.4%減）となりました。これは主に、前事業年度に違約金収入6,782千円を計上したことによるものであります。

営業外費用は570千円（前年同期比86.7%減）となりました。これは主に、前事業年度に為替差損3,546千円を計上したことによるものであります。

結果、経常利益は、171,395千円（前年同期比335.2%増）、経常利益率は18.1%（前事業年度比6.9ポイント上昇）となりました。

特別損失は、前事業年度に本社移転費用16,405千円を計上しておりますが、当事業年度は発生しておりません。

結果、税引前当期純利益は、171,395千円（前年同期比645.8%増）、当期純利益は112,520千円（前年同期比609.6%増）となりました。

第5期第1四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）

当第1四半期累計期間の経営成績は、「1 業績等の概要 (1) 業績」にも記載しておりますが、売上高は、324,005千円となりました。これは主に、海外SMSアグリゲーターを経由した大手グローバル企業などの国内向け配信の獲得によるSMS配信数の増加によるものであります。

売上原価は、223,919千円となり、売上原価率は69.1%となりました。これは主にSMS配信数増加に伴う携帯電話事業者からの仕入高増加によるものであり、海外SMSアグリゲーター経由での配信数の増加により配信単価は低下し、売上原価率は上昇しております。

販売費及び一般管理費は、給料及び手当等の増加により49,295千円となりました。結果、営業利益は、50,790千円となり、営業利益率は15.7%となっております。

営業外収益は、1千円となり、営業外費用は5,608千円となっております。これは主に為替差損及び株式公開費用を計上したことによるものであります。結果、経常利益は、45,183千円となり、経常利益率は13.9%となりました。

特別損益は、当第1四半期累計期間は発生しなかったため、結果、税引前四半期純利益は45,183千円、四半期純利益は30,164千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に影響を与える要因につきましては、「4 事業等のリスク」に記載しておりますが、当社の売上高の70.6%（平成29年12月期）を占める海外SMSアグリゲーターの動向及び携帯電話事業者との契約関係は、当社の経営成績に重要な影響を与える要因であると認識しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第4期事業年度（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

当事業年度に実施した設備投資の総額は2,582千円であります。その主なものは、SMS配信サービスに関わる自社開発ソフトウェアの改修・機能追加2,252千円及び本社移転に伴う設備投資330千円となっております。

なお、当社はSMS配信サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

また、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

第5期第1四半期累計期間（自平成30年1月1日 至平成30年3月31日）

当第1四半期累計期間に実施した設備投資の総額は4,240千円であります。その主なものは、SMS配信サービスに関わる自社開発ソフトウェアの改修・機能追加3,700千円となっております。

なお、当社はSMS配信サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

また、当第1四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社はSMS配信サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称の記載は省略しております。

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都世田谷区)	本社機能	4,898	374	16,974	505	22,751	11 ( 2 )

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社の建物は貸借しており、年間賃料は、7,376千円であります。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含む。）は（ ）内に外数で記載しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年3月31日現在）

当社の設備投資については、業界動向、財務状況、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

当社はSMS配信サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称の記載は省略しております。

##### (1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都世田谷区)	SMS配信システム	22,503	3,700	増資資金	平成30年1月	平成30年12月	(注) 3
本社 (東京都世田谷区)	SMS配信システム	73,000	—	増資資金	平成31年1月	平成31年12月	(注) 3
本社 (東京都世田谷区)	SMS配信システム	73,000	—	増資資金	平成32年1月	平成32年12月	(注) 3
本社 (東京都)	本社移転(注) 2	46,400	—	増資資金	平成31年9月	平成31年9月	(注) 3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の金額には、差入保証金が含まれております。

3. 完成後の増加能力については、計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	19,200,000
計	19,200,000

(注) 平成30年1月25日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は19,152,000株増加し、19,200,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,800,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,800,000	—	—

(注) 1. 平成30年1月25日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は4,788,000株増加し、4,800,000株となっております。

2. 平成30年3月23日開催の定時株主総会決議により、平成30年3月23日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権（平成29年3月28日定時株主総会決議及び平成29年3月28日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数（個）	580	580
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	580（注）1	232,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	90,000（注）2	225（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成31年3月29日 至 平成38年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 90,000 資本組入額 45,000	発行価格 225 資本組入額 112.5 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない

新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後に付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲内で必要となる株式数の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### 4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件  
上記3. に準じて決定する。



- ⑦ 新株予約権の取得事由及び取得の条件
- i. 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - ii. 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権の権利行使ができなくなった場合、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。
  - ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 平成30年1月25日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（平成29年11月22日臨時株主総会決議及び平成29年11月22日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数（個）	600	600
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	600（注）2	240,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	170,000（注）3	425（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年12月1日 至 平成39年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 171,830 資本組入額 85,915	発行価格 429.575 資本組入額 214.7875 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,830円にて有償発行しております。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲内で必要となる株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、平成29年12月期乃至平成30年12月期のうち、いずれかの期において計算書類に記載された営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、交付を受けた新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた新株予約権を行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、会計方針の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。
  - (a) 営業利益が140百万円を超過している場合  
新株予約権者が交付を受けた新株予約権のうち 50%
  - (b) 営業利益が200百万円を超過している場合  
新株予約権者が交付を受けた新株予約権のうち 100%
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件  
上記4. に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の取得事由及び取得の条件
- 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権の権利行使ができなくなった場合、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。
  - 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 平成30年1月25日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年5月1日 (注) 1.	120	120	30,000	30,000	—	—
平成28年1月31日 (注) 2.	11,880	12,000	—	30,000	—	—
平成30年3月1日 (注) 3.	4,788,000	4,800,000	—	30,000	—	—

(注) 1. 設立 120株

発行価格 250,000円

資本組入額 250,000円

2. 株式分割(1:100)によるものであります。

3. 株式分割(1:400)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	12	—	2	29	43	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	25,588	—	7,200	15,212	48,000	—
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	53.31	—	15.00	31.69	100.00	—

(注) 自己株式40,000株は、「個人その他」に400単元を含めて記載しております。

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成30年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 40,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,760,000	47,600	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,800,000	—	—
総株主の議決権	—	47,600	—

## ② 【自己株式等】

平成30年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社アクリート	東京都世田谷区太子堂一丁目12番39号	40,000	—	40,000	0.83
計	—	40,000	—	40,000	0.83

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

## 第1回新株予約権 (平成29年3月28日定時株主総会決議及び平成29年3月28日取締役会決議)

決議年月日	平成29年3月28日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 当社監査役 3 当社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第2回新株予約権（平成29年11月22日臨時株主総会決議及び平成29年11月22日取締役会決議）

決議年月日	平成29年11月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
株主総会 (平成29年7月20日) での決議状況 (取得期間 平成29年7月20日開催の臨時株主総会終結の時から平成29年12月31日まで)	100	4,500
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (平成29年1月1日～平成29年12月31日)	100	4,500
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 平成30年3月1日付で、普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。上記の株式数は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 ( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	100	—	40,000	—

(注) 平成30年3月1日付で、普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。最近期間における保有自己株式数には、当該株式分割による増加株式数39,900株が含まれております。

## 3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識し、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ、配当の実施を検討する予定であります。

当面は、事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えから、内部留保の充実を基本方針とさせていただき所存であり、現時点において、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

また、内部留保資金につきましては、事業の継続的な拡大発展を実現させるための設備投資及び事業基盤の長期安定に向けた財務体質の強化等に有効に活用していく所存であります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針と考えております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性 8名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 ー%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	ー	伊藤 彰浩	昭和43年11月13日生	平成4年4月 ㈱トーメン (現豊田通商㈱) 入社 平成13年7月 インディゴ㈱入社 平成17年7月 同社取締役 平成20年7月 同社代表取締役 平成26年5月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	620,000
専務取締役	セールス・マ ーケティング 部門 ゼネラルマネ ージャー	田中 優成	昭和43年5月25日生	平成5年4月 ㈱トーメン (現豊田通商㈱) 入社 平成19年5月 インディゴ㈱入社 平成26年5月 当社取締役 平成27年6月 当社取締役辞任 平成29年8月 当社入社 セールス・マーケティ ング部門ゼネラルマネージャー 平成30年3月 当社専務取締役 セールス・マー ケティング部門ゼネラルマネージャー (現任)	(注) 3	ー
取締役	サービ スデベ ロッ プメン ト部 門 ゼネ ラル マネ ー ジャ ー	上川 佳一	昭和52年2月26日生	平成9年4月 ㈱グローバルビジョン入社 平成11年11月 インディゴ㈱入社 平成27年2月 当社入社 平成27年7月 当社取締役 サービスデベ ロップ メント 部門 ゼネ ラル マネ ー ジャ ー (現任)	(注) 3	ー
取締役	ビ ジ ネ ス サ ポ ー ト 部 門 ゼ ネ ラル マ ネ ー ジャ ー	立山 耕司	昭和44年12月20日生	平成12年9月 南九イリョー㈱入社 平成20年3月 エヌ・ティ・ティ・データ先端技 術㈱入社 平成28年4月 当社入社 平成29年3月 当社取締役 ビジネスサポ ー ト部 門 ゼ ネ ラル マ ネ ー ジャ ー (現任)	(注) 3	ー
取締役 (注) 1	ー	谷間 真	昭和46年10月6日生	平成9年1月 公認会計士谷間真事務所開業 平成11年5月 ㈱ディー・ブレイン関西代表取締 役 平成14年7月 ㈱ザッパラス監査役 平成14年8月 ㈱プロ・クエスト代表取締役 平成16年10月 ㈱バルニバービ取締役 (現任) 平成16年11月 ㈱関門海取締役 平成17年7月 ㈱ザッパラス取締役 平成19年4月 ㈱関門海代表取締役 平成24年2月 ㈱T-REVIVEコンサルティング代表 取締 役 (現任) 平成25年3月 ㈱セントリス・コーポレートアドバ イ ザリ ー代 表取 締 役 (現任) 平成25年10月 ㈱キャリア監査役 平成25年11月 ㈱F Tコンサルティングジャパン (現 ㈱セ ント リス ・ア ジ ア ン マ ー ケ ティ ン グ) 代 表取 締 役 平成26年5月 当社取締役 (現任) 平成26年7月 ㈱ザッパラス監査役 平成27年3月 ㈱WCS取締役 (現任) 平成27年6月 ファブスコ㈱監査役 (現任) 平成27年7月 ㈱大都監査役 (現任) 平成27年12月 ㈱キャリア取締役 (現任) 平成27年12月 ㈱日本医療機器開発機構監査役 (現 任) 平成28年7月 メディカルフィットネスラボラト リ ー ㈱監 査 役 (現任) 平成29年3月 ㈱FREEMIND取締役 (現 任) 平成29年7月 ㈱ザッパラス社外取締役 監査等 委 員 (現任) 平成29年12月 ㈱リアル取締役 (現任) 平成30年1月 シンフォニーマーケティング㈱取 締 役 (現任)	(注) 3	ー

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	奥井 武史	昭和21年11月15日生	昭和44年4月 昭電工機入社 昭和59年3月 ローム機入社 昭和63年12月 機三貴入社 平成9年11月 六桜商事機入社 平成10年6月 同社取締役 平成14年4月 機和陽インターナショナル・コン サルティング入社 平成18年4月 機GCIキャピタル監査役 平成22年6月 同社顧問 平成27年3月 当社入社 平成27年7月 当社取締役 平成28年4月 当社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 2	—	田中 奉文	昭和18年4月8日生	昭和42年4月 日興証券機(現SMBC日興証券機) 入社 平成11年4月 東京三菱証券機(現三菱UFJモルガ ン・スタンレー証券機)入社 平成12年6月 同社取締役 平成14年9月 同社常務執行役員 平成15年7月 機TASC代表取締役(現任) 平成16年6月 機ジー・モード監査役 平成17年6月 サザビーリーグ機監査役 平成17年7月 機ザッパラス監査役 平成18年8月 同社取締役 平成27年4月 当社監査役(現任) 平成27年12月 機キャリア監査役(現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 2	—	金子 和弘	昭和38年12月16日生	昭和61年4月 第二電電機(現KDDI機)入社 平成10年4月 弁護士登録 金子和弘法律事務所(現恵比寿金 子法律事務所)開所 代表弁護士 就任(現任) 平成19年4月 機NRLファーマ取締役 平成23年10月 機新領域技術研究所監査役 (現任) 平成27年4月 当社監査役(現任)	(注) 4	—
計						620,000

(注) 1. 取締役谷間 真は、社外取締役であります。

2. 監査役田中 奉文及び金子 和弘は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成30年3月23日開催の定時株主総会の終結の時から、平成31年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成30年3月23日開催の定時株主総会の終結の時から、平成33年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
望月 明人	昭和29年4月11日生	昭和52年4月 山一証券機入社 昭和55年4月 学校法人産業能率大学総合研究所入職 平成2年1月 機ソシオテック研究所取締役 平成12年1月 ラディック機代表取締役 平成16年11月 クリオアドバイザー機取締役 平成24年2月 機サーバーワークス取締役 平成25年10月 機リーベンス取締役 平成26年10月 ディエスコンサルティング機代表取締役 平成27年5月 機サーバーワークス監査役(現任) 平成28年5月 ディエスコンサルティング機顧問(現任)	40,000



## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、株主、従業員、取引先等、すべてのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

#### ① 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況等

当社では、事業に精通した取締役による取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、経営から独立した立場の監査役が当社の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役制度を採用するとともに、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置することにより、経営の透明性を高めるとともに、機動的な意思決定を確保できる経営管理体制を構築しております。

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されており、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

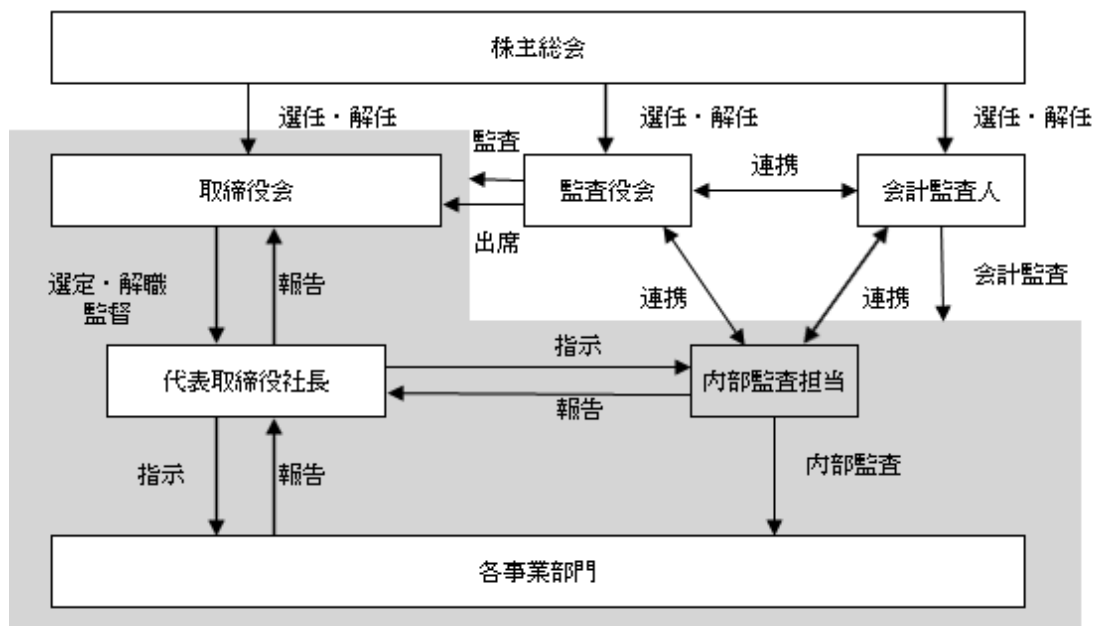
##### ロ. 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、月1回の定時監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

##### ハ. コーポレート・ガバナンス体制

当社は、以下のコーポレート・ガバナンス体制により、経営への監視機能が十分に働いており、その客観性・中立性が確保されていると考え、採用しております。



ニ、当社は取締役会において、以下の「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保する体制を整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
- (b) 役職員の職務の執行の適正性を確保するため、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき法令及び定款を遵守していることについて内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社は、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「文書管理規程」等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (b) 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社の事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対応すべく、「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づき各部門長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握及び管理を行うものとする。
- (b) リスクの管理及び把握の状況については、各部門長が相互に情報共有、意見交換を実施し、特に重要なリスクについては、取締役会において報告するものとする。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部アドバイザーと連携し、損失の拡大を防止し、これを最小限にすべく体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うために、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて、臨時取締役会を開催するものとする。
- (b) 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役が監査役の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、人員を設置するものとする。
- (b) 当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努める。
- (c) 当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとする。

6. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- (b) 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (c) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めると及び必要な書類の閲覧を行うことができる。

7. 監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署にて精査の上、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. その他監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (a) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席することができる。

(b) 監査役は、代表取締役、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施できるものとする。

#### 9. 反社会的勢力排除のための体制

(a) 当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。

(b) 反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応するものとする。

#### ホ. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長が任命した内部監査担当者2名が「内部監査規程」に基づき、自己の属する部門を除く当社の各部門の業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、実効性の高い監査を実施しております。

監査役は、取締役会に出席するとともに、社内の重要な会議には必要に応じて常勤監査役が出席し、経営に関する監視機能を果たしております。また、月1回の定時監査役会を開催し、監査役間で情報を共有するとともに意見交換を行っております。

なお、内部監査担当、監査役及び会計監査人は適時に協議、意見交換、情報交換等を行い、連携を行う体制となっております。

#### ヘ. 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。なお、同有限責任監査法人及びその業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指有限責任社員 業務執行社員 矢治 博之

指有限責任社員 業務執行社員 石井 広幸

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名 その他 10名

#### ト. 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名選任しております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的として、社外取締役及び社外監査役が、専門的な知見や豊富な経験に基づいて、経営陣から独立した中立的な立場での助言・提言を行うことにより、取締役の職務執行の監督を行っております。

社外取締役の谷間真氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、本書提出日現在同氏は、当社の新株予約権300個（120,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の田中奉文氏は、金融機関における長年の経験を有しており、客観的な経営監視が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。なお、本書提出日現在同氏は、当社の新株予約権10個（4,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の金子和弘氏は、弁護士としての高度な専門知識を有していることから、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役に選任しております。なお、本書提出日現在同氏は、当社の新株予約権10個（4,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を定めておりませんが、会社法の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、東京証券取引所が定めている独立役員に関する基準等を参考として、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を社外役員に選任しております。

② リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることにより、万一リスクが発生した場合でも損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。

当社は小規模組織のため専任の部署及び担当者は配置しておりませんが、業務の遂行状況を確認する内部監査において、リスク把握の状況及び対応の妥当性について確認しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

③ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	29,100	29,100	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	4,200	4,200	—	—	—	1
社外取締役	3,600	3,600	—	—	—	1
社外監査役	3,600	3,600	—	—	—	2

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員の員数 (人)	内容
9,000	2	使用人兼務取締役の使用人としての給与であります。

ニ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会にて決定しております。

監査役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で監査役会にて協議の上、決定しております。

④ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額  
該当事項はありません。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

⑨ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
6,000	—	7,140	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、過年度の監査実績、当社の事業規模等をもとに、次期の監査計画、監査体制、監査時間等を勘案し、当社と監査法人との協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）及び当事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び会計の専門書の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,273	223,106
売掛金	54,440	141,932
前払費用	1,130	2,403
未収消費税等	1,902	28,794
繰延税金資産	146	5,532
その他	8,770	556
流動資産合計	126,663	402,326
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,947	5,277
減価償却累計額	△27	△379
建物（純額）	4,919	4,898
工具、器具及び備品	432	432
減価償却累計額	△4	△58
工具、器具及び備品（純額）	428	374
有形固定資産合計	5,347	5,272
無形固定資産		
ソフトウェア	23,361	16,974
その他	2,820	505
無形固定資産合計	26,181	17,479
投資その他の資産		
差入保証金	6,607	5,803
破産更生債権等	—	4
繰延税金資産	2,675	2,648
その他	10	10
貸倒引当金	—	△4
投資その他の資産合計	9,292	8,462
固定資産合計	40,822	31,213
資産合計	167,485	433,539

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	30,767	142,981
1年内返済予定の長期借入金	10,176	10,176
未払金	11,311	5,561
未払費用	2,061	2,458
未払法人税等	1,719	60,461
預り金	1,504	3,014
その他	-	0
流動負債合計	57,541	224,653
固定負債		
長期借入金	26,124	15,948
固定負債合計	26,124	15,948
負債合計	83,665	240,601
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	53,820	166,340
利益剰余金合計	53,820	166,340
自己株式	-	△4,500
株主資本合計	83,820	191,840
新株予約権	-	1,098
純資産合計	83,820	192,938
負債純資産合計	167,485	433,539



## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間  
(平成30年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	207,266
売掛金	113,196
未収消費税等	41,099
その他	8,196
流動資産合計	369,758
固定資産	
有形固定資産	5,170
無形固定資産	18,858
投資その他の資産	
破産更生債権等	4
その他	7,950
貸倒引当金	△4
投資その他の資産合計	7,950
固定資産合計	31,979
資産合計	401,737
負債の部	
流動負債	
買掛金	128,586
1年内返済予定の長期借入金	10,176
未払法人税等	11,158
賞与引当金	1,752
その他	13,557
流動負債合計	165,230
固定負債	
長期借入金	13,404
固定負債合計	13,404
負債合計	178,634
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,000
利益剰余金	196,505
自己株式	△4,500
株主資本合計	222,005
新株予約権	1,098
純資産合計	223,103
負債純資産合計	401,737

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	351,726	949,216
売上原価	180,343	608,931
売上総利益	171,382	340,285
販売費及び一般管理費	※1 134,493	※1 168,832
営業利益	36,889	171,452
営業外収益		
受取利息	6	1
為替差益	—	507
違約金収入	6,782	—
その他	10	4
営業外収益合計	6,798	513
営業外費用		
支払利息	754	570
為替差損	3,546	—
その他	0	0
営業外費用合計	4,301	570
経常利益	39,386	171,395
特別損失		
本社移転費用	※2 16,405	—
特別損失合計	16,405	—
税引前当期純利益	22,980	171,395
法人税、住民税及び事業税	6,550	64,234
法人税等調整額	573	△5,359
法人税等合計	7,123	58,874
当期純利益	15,856	112,520

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 仕入高	※1	153,903	81.5	557,369	90.7
II 労務費		20,524	10.9	18,195	3.0
III 経費		14,358	7.6	38,913	6.3
当期総費用		188,786	100.0	614,478	100.0
他勘定振替高	※2	8,442		5,547	
当期売上原価		180,343		608,931	

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
支払手数料 (千円)	4,084	23,265
減価償却費 (千円)	9,278	10,057

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
ソフトウェア (千円)	5,610	2,252
調査費 (千円)	2,832	3,294
合計 (千円)	8,442	5,547

## 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	324,005
売上原価	223,919
売上総利益	100,086
販売費及び一般管理費	49,295
営業利益	50,790
営業外収益	
受取利息	1
営業外収益合計	1
営業外費用	
支払利息	112
為替差損	3,361
株式公開費用	2,134
営業外費用合計	5,608
経常利益	45,183
税引前四半期純利益	45,183
法人税、住民税及び事業税	10,315
法人税等調整額	4,702
法人税等合計	15,018
四半期純利益	30,164

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	37,963	37,963	67,963	67,963
当期変動額					
当期純利益		15,856	15,856	15,856	15,856
当期変動額合計	—	15,856	15,856	15,856	15,856
当期末残高	30,000	53,820	53,820	83,820	83,820

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	30,000	53,820	53,820	—	83,820	—	83,820
当期変動額							
当期純利益		112,520	112,520		112,520		112,520
自己株式の取得				△4,500	△4,500		△4,500
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						1,098	1,098
当期変動額合計	—	112,520	112,520	△4,500	108,020	1,098	109,118
当期末残高	30,000	166,340	166,340	△4,500	191,840	1,098	192,938

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	22,980	171,395
減価償却費	10,575	11,360
違約金収入	△6,782	—
本社移転費用	16,405	—
支払利息	754	570
売上債権の増減額 (△は増加)	△24,170	△87,492
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,867	112,213
前払費用の増減額 (△は増加)	1,297	△1,276
未払金の増減額 (△は減少)	8,741	△5,749
未払費用の増減額 (△は減少)	795	400
未収消費税等の増減額 (△は増加)	49	△26,891
その他	△157	2,359
小計	38,357	176,889
利息の受取額	6	1
利息の支払額	△756	△570
違約金の受取額	6,782	—
本社移転費用の支払額	△12,596	—
法人税等の支払額	△9,330	△5,492
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,461	170,826
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,380	△330
無形固定資産の取得による支出	△5,610	△2,252
差入保証金の差入による支出	△6,741	—
差入保証金の回収による収入	—	8,167
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,731	5,584
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△11,155	△10,176
自己株式の取得による支出	—	△4,500
新株予約権の発行による収入	—	1,098
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,155	△13,578
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,425	162,833
現金及び現金同等物の期首残高	66,699	60,273
現金及び現金同等物の期末残高	※ 60,273	※ 223,106

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 2年～8年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 2. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

### 3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 8年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 2. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

#### 1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

#### 2. 適用予定日

平成29年1月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

#### 3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。



(貸借対照表関係)

前事業年度（平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年12月31日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度97%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
役員報酬	34,200千円	40,500千円
給料及び手当	29,033	45,974
支払手数料	15,521	17,109
地代家賃	15,199	7,376
減価償却費	1,297	1,303
貸倒引当金繰入額	—	4

※2 本社移転費用の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
原状回復費用	5,542千円	—千円
解約違約金	5,124	—
建物除却損	3,048	—
工具、器具及び備品除却損	761	—
その他	1,929	—
計	16,405	—

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	120	11,880	—	12,000
合計	120	11,880	—	12,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、平成28年1月31日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行ったことによるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	—	—	12,000
合計	12,000	—	—	12,000
自己株式				
普通株式 (注)	—	100	—	100
合計	—	100	—	100

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加100株は、株主総会決議による自己株式の取得によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,098
	合計	—	—	—	—	—	1,098

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	60,273千円	223,106千円
現金及び現金同等物	60,273	223,106

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建営業債権については、為替変動のリスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建営業債務については、為替変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

③市場のリスク(為替等の変動リスク)の管理

外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに晒されていますが、毎月通貨別に行替差損益を把握し、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	60,273	60,273	—
(2) 売掛金	54,440	54,440	—
資産計	114,713	114,713	—
(1) 買掛金	30,767	30,767	—
(2) 未払金	11,311	11,311	—
(3) 長期借入金(*)	36,300	36,420	120
負債計	78,379	78,499	120

(\*)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	60,273	—	—	—
売掛金	54,440	—	—	—
合計	114,713	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,176	10,176	10,176	5,772	—	—
合計	10,176	10,176	10,176	5,772	—	—

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建営業債権については、為替変動のリスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建営業債務については、為替変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

③市場のリスク（為替等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに晒されていますが、毎月通貨別に行替差損益を把握し、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	223,106	223,106	—
(2) 売掛金	141,932	141,932	—
(3) 未収消費税等	28,794	28,794	—
資産計	393,834	393,834	—
(1) 買掛金	142,981	142,981	—
(2) 未払法人税等	60,461	60,461	—
(3) 長期借入金(*)	26,124	26,179	55
負債計	229,566	229,621	55

(\*)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	223,106	—	—	—
売掛金	141,932	—	—	—
合計	365,039	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,176	10,176	5,772	—	—	—
合計	10,176	10,176	5,772	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員 7名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 232,000株	普通株式 240,000株
付与日	平成29年3月28日	平成29年11月30日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	自 平成29年3月28日 至 平成31年3月28日	自 平成29年11月30日 至 平成30年11月30日
権利行使期間	自 平成31年3月29日 至 平成38年12月31日	自 平成30年12月1日 至 平成39年11月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年3月1日付の株式分割(普通株式1株につき400株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役(社外取締役を含む)、監査役(社外監査役を含む)もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
3. ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、平成29年12月期乃至平成30年12月期のうち、いずれかの期において計算書類に記載された営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、交付を受けた新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた新株予約権を行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、会計方針の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (a) 営業利益が140百万円を超過している場合  
新株予約権者が交付を受けた新株予約権のうち 50%
- (b) 営業利益が200百万円を超過している場合  
新株予約権者が交付を受けた新株予約権のうち 100%
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役(社外取締役を含む)、監査役(社外監査役を含む)もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。



(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	232,000	240,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	232,000	240,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成30年3月1日付の株式分割（普通株式1株につき400株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	225	425
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成30年3月1日付の株式分割（普通株式1株につき400株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法、類似会社比較法及び純資産方式により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 ー円
- (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 ー円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	146千円
減価償却超過額	1,020
資産調整勘定	1,608
その他	46
繰延税金資産合計	2,821

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
住民税均等割	0.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.3
中小企業軽減税率適用による影響	△4.9
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した35.4%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.8%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、34.6%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成29年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	5,532千円
減価償却超過額	1,404
資産調整勘定	918
その他	325
繰延税金資産合計	8,180

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社は、事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

当社は、事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社は、SMS配信サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

当社は、SMS配信サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

売上高はサービスを提供した場所を基礎として区分しており、本邦以外での売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Nexmo, Inc.	91,454	SMS配信サービス事業

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

売上高はサービスを提供した場所を基礎として区分しており、本邦以外での売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
SAP BSC Nederland B.V.	248,624	SMS配信サービス事業
Nexmo, Inc.	210,999	SMS配信サービス事業
TeleSign Mobile Limited	146,678	SMS配信サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	伊藤彰浩	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 間接 12.9	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	18,625	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長の伊藤彰浩より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	伊藤彰浩	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 13.0	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	13,525	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長の伊藤彰浩より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	17.46円
1株当たり当期純利益金額	3.30円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、平成28年1月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割及び平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
当期純利益金額 (千円)	15,856
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	15,856
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,800,000

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	40.30円
1株当たり当期純利益金額	23.52円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成28年1月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割及び平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益金額 (千円)	112,520
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	112,520
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,783,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数1,180個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

株式分割

当社は、平成30年1月25日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月1日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

株式分割により当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げること、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成30年2月28日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき400株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 12,000株

今回の分割により増加する株式数 4,788,000株

株式分割後の発行済株式総数 4,800,000株

株式分割後の発行可能株式総数 19,200,000株

(3) 分割の効力発生日

平成30年3月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

**【注記事項】**

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間  
(自 平成30年1月1日  
至 平成30年3月31日)

減価償却費 2,963千円

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当第1四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、SMS配信サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	6円34銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	30,164
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	30,164
普通株式の期中平均株式数(株)	4,760,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,947	330	—	5,277	379	351	4,898
工具、器具及び備品	432	—	—	432	58	54	374
有形固定資産計	5,380	330	—	5,710	437	405	5,272
無形固定資産							
ソフトウェア	47,019	4,567	—	51,586	34,612	10,954	16,974
その他	2,820	505	2,820	505	—	—	505
無形固定資産計	49,839	5,072	2,820	52,092	34,612	10,954	17,479

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 自社開発ソフトウェアの改修・機能追加 4,567千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	10,176	10,176	1.81	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	26,124	15,948	1.86	平成31年～32年
合計	36,300	26,124	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	10,176	5,772	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	4	—	—	4

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 流動資産

## イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	223,106
外貨預金	0
合計	223,106

## ロ. 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
Nexmo, Inc.	47,070
SAP BSC Nederland B.V.	25,616
TeleSign Mobile Limited	25,462
Twilio Inc.	7,482
弁護士法人鈴木康之法律事務所	5,039
その他	31,261
合計	141,932

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
54,440	972,021	884,528	141,932	86.2	36

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ハ. 未収消費税等

区分	金額 (千円)
消費税及び地方消費税	28,794
合計	28,794

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社NTTドコモ	64,815
KDDI株式会社	46,129
ソフトバンク株式会社	18,522
JI Technology Ltd.	11,609
Amazon Web Services, Inc.	1,339
その他	564
合計	142,981

ロ. 未払法人税等

相手先	金額（千円）
世田谷税務署	60,461
合計	60,461

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店(注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.accrete-inc.com">http://www.accrete-inc.com</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年5月20日	BANA 1号有限責任事業組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	白根 泰子	福岡市博多区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	100	9,000,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年5月20日	BANA 1号有限責任事業組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	重富 光泰	福岡市南区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	100	9,000,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年5月20日	BANA 1号有限責任事業組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	新井 栄吉	福岡市早良区	—	50	4,500,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年5月20日	BANA 1号有限責任事業組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	金 秀奉	北九州市八幡西区	—	50	4,500,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年5月20日	BANA 1号有限責任事業組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	岩永 知久	福岡県糸島市	—	50	4,500,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年6月10日	BANA 1号有限責任事業組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	株式会社コンフロント 代表取締役 永露 良子	福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲363-7	—	50	4,500,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年7月30日	スマートフォンコンテンツ投資事業有限責任組合員 株式会社アイシーピー 代表取締役 石部 将生	東京都千代田区西神田2-5-8	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社アイシーピー 代表取締役 石部 将生	東京都千代田区西神田2-5-8	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	100	—	組合解散による組合財産の分配
平成28年7月30日	スマートフォンコンテンツ投資事業有限責任組合員 株式会社アイシーピー 代表取締役 石部 将生	東京都千代田区西神田2-5-8	特別利害関係者等(大株主上位10名)	NHNcomico株式会社 代表取締役 泉 忠宏	東京都港区虎ノ門1-23-1	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	100	—	組合解散による組合財産の分配
平成28年9月15日	BANA 1号有限責任事業組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	株式会社レジエント・パートナーズ 代表取締役 石川 智明	東京都港区六本木1-4-5	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	100	9,000,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年 9月15日	BANA 1号有限責任事業組合 組員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	丹藤 寛	東京都小平市	—	50	4,500,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年 9月15日	BANA 1号有限責任事業組合 組員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	佐竹 康峰	東京都世田谷区	—	25	2,250,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年 9月15日	BANA 1号有限責任事業組合 組員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	石川 智明	東京都江東区	—	25	2,250,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年 9月15日	BANA 1号有限責任事業組合 組員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	今川 信宏	東京都豊島区	—	25	2,250,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年 9月26日	BANA 1号有限責任事業組合 組員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	田子 広美	埼玉県吉川市	—	50	4,500,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年 9月26日	BANA 1号有限責任事業組合 組員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	後藤 知英美	福岡市東区	—	25	2,250,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年 10月11日	BANA 1号有限責任事業組合 組員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	山下 武大	福岡市中央区	—	50	4,500,000 (90,000) (注) 5	所有者の事情による
平成29年 3月28日	BANA 1号有限責任事業組合 組員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	伊藤 彰浩	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名) (注) 4	1,550	—	組合脱退による組合財産の分配
平成29年 4月17日	BANA 1号有限責任事業組合 組員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	株式会社オークファン 代表取締役 武永 修一	東京都品川区上大崎2-13-30	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	177	30,090,000 (170,000) (注) 5	所有者の事情による
平成29年 4月18日	BANA 1号有限責任事業組合 組員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	GA1号投資組合 業務執行組員 後藤 拓	東京都千代田区丸の内1-6-5	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	177	30,090,000 (170,000) (注) 5	所有者の事情による
平成29年 4月18日	BANA 1号有限責任事業組合 組員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	GA2号投資組合 業務執行組員 後藤 拓	東京都千代田区丸の内1-6-5	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	176	29,920,000 (170,000) (注) 5	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年 4月18日	BANA 1号有限責任事業組合 組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	小原 聖誉	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	176	29,920,000 (170,000) (注) 5	所有者の事情による
平成29年 4月18日	BANA 1号有限責任事業組合 組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	合同会社NOB 代表社員 高橋 伸彰	東京都文京区湯島2-4-3	—	120	20,400,000 (170,000) (注) 5	所有者の事情による
平成29年 4月18日	BANA 1号有限責任事業組合 組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	フジ総合印刷株式会社 代表取締役 藤井 則行	広島県福山市新市町大字新市976-1	—	118	20,060,000 (170,000) (注) 5	所有者の事情による
平成29年 4月18日	BANA 1号有限責任事業組合 組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	NK Fund第1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 NK有限責任事業組合 組合員 長南 伸明	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	—	59	10,030,000 (170,000) (注) 5	所有者の事情による
平成29年 4月18日	BANA 1号有限責任事業組合 組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	藤井 宏幸	千葉県市川市	—	59	10,030,000 (170,000) (注) 5	所有者の事情による
平成29年 4月18日	BANA 1号有限責任事業組合 組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	林 令史	東京都港区	—	59	10,030,000 (170,000) (注) 5	所有者の事情による
平成29年 4月18日	BANA 1号有限責任事業組合 組合員 小松匡	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	吉川 浩永	東京都港区	—	59	10,030,000 (170,000) (注) 5	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成28年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。



3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

5. 移動価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法、類似会社比較法及び修正純資産法により算定した価格を参考として決定しております。

6. 平成30年1月25日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成29年3月28日	平成29年11月30日
種類	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 580株	普通株式 600株
発行価格	90,000円(注)3	171,830円(注)4
資本組入額	45,000円	85,915円
発行価額の総額	52,200,000円	103,098,000円
資本組入額の総額	26,100,000円	51,549,000円
発行方法	平成29年3月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年11月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法、類似会社比較法及び純資産方式により算定した価格を参考として決定しております。
4. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算定した価格を参考として決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	90,000円	170,000円
行使請求期間	平成31年3月29日から 平成38年12月31日まで	平成30年12月1日から 平成39年11月30日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を 要する。	当社取締役会の決議による承認を 要する。

6. 平成30年1月25日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2【取得者の概況】

平成29年3月28日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
谷間 真	兵庫県芦屋市	会社役員	300	27,000,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
上川 佳一	東京都府中市	会社役員	100	9,000,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
立山 耕司	横浜市青葉区	会社役員	50	4,500,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
川上 さぎり	横浜市青葉区	会社員	30	2,700,000 (90,000)	当社の従業員
小幡 日出世	東京都世田谷区	会社員	30	2,700,000 (90,000)	当社の従業員
奥井 武史	埼玉県所沢市	会社役員	10	900,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
田中 奉文	千葉県松戸市	会社役員	10	900,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
金子 和弘	東京都品川区	会社役員	10	900,000 (90,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
大内 奈都美	東京都江戸川区	会社員	10	900,000 (90,000)	当社の従業員
南 隆志	横浜市旭区	会社員	10	900,000 (90,000)	当社の従業員
小淵 智也	川崎市中原区	会社員	10	900,000 (90,000)	当社の従業員
小野 直美	東京都世田谷区	会社員	5	450,000 (90,000)	当社の従業員
牧瀬 和子	東京都目黒区	会社員	5	450,000 (90,000)	当社の従業員

(注) 平成30年1月25日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

平成29年11月22日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
田中 優成	東京都港区	会社員	600	103,098,000 (171,830)	当社の従業員

(注) 1. 田中優成は、平成30年3月23日付で当社取締役選任されております。

2. 平成30年1月25日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
BANA1号有限責任事業組合 (注) 1、2	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号	2,008,000	38.09
伊藤 彰浩(注) 1、3	東京都世田谷区	620,000	11.76
Chin Yeu Yao(注) 1	Meyer Road, Singapore	480,000	9.10
Rolf Lumpe(注) 1	東京都渋谷区	240,000	4.55
田中 優成(注) 4	東京都港区	240,000 (240,000)	4.55 (4.55)
谷間 真(注) 4	兵庫県芦屋市	120,000 (120,000)	2.28 (2.28)
㈱フラッシュワン(注) 1	東京都中央区銀座六丁目6番1号	80,000	1.52
日置 健二(注) 1	東京都品川区	80,000	1.52
㈱オークファン(注) 1	東京都品川区上大崎二丁目13番30号	70,800	1.34
GA1号投資組合(注) 1	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	70,800	1.34
GA2号投資組合(注) 1	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	70,400	1.34
小原 聖誉(注) 1	東京都渋谷区	70,400	1.34
合同会社NOB	東京都文京区湯島二丁目4番3号	48,000	0.91
フジ総合印刷㈱	広島県福山市新市町大字新市976番地1	47,200	0.90
㈱アクリート(注) 7	東京都世田谷区太子堂一丁目12番39号	40,000	0.76
吉住 謙	東京都昭島市	40,000	0.76
望月 明人	東京都世田谷区	40,000	0.76
田宗 道弘	川崎市幸区	40,000	0.76
大岩 伸行	東京都練馬区	40,000	0.76
茂呂 眞	東京都杉並区	40,000	0.76
美澤 臣一	東京都渋谷区	40,000	0.76
本田 泰代子	Shelford Road, Singapore	40,000	0.76
白根 一成	福岡市早良区	40,000	0.76
小林 和人	山形県酒田市	40,000	0.76
平尾 良枝	東京都三鷹市	40,000	0.76
㈱ダブリュコーポレーション	福岡市博多区博多駅東二丁目6番23号	40,000	0.76
白根 泰子	福岡市博多区	40,000	0.76
重富 光泰	福岡市南区	40,000	0.76
㈱アイシーピー	東京都千代田区西神田二丁目5番8号	40,000	0.76
㈱レジェンド・パートナーズ	東京都港区六本木一丁目4番5号	40,000	0.76
上川 佳一(注) 4	東京都府中市	40,000 (40,000)	0.76 (0.76)
NK Fund第1号投資事業有限責任 組合	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	23,600	0.45

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
藤井 宏幸	千葉県市川市	23,600	0.45
林 令史	東京都港区	23,600	0.45
吉川 浩永	東京都港区	23,600	0.45
新井 栄吉	福岡市早良区	20,000	0.38
金 秀奉	北九州市八幡西区	20,000	0.38
岩永 知久	福岡県糸島市	20,000	0.38
㈱コンフロント	福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲363番地7	20,000	0.38
田子 広美	埼玉県吉川市	20,000	0.38
丹藤 寛	東京都小平市	20,000	0.38
山下 武大	福岡市中央区	20,000	0.38
立山 耕司 (注) 4	横浜市青葉区	20,000 (20,000)	0.38 (0.38)
川上 さぎり (注) 6	横浜市青葉区	12,000 (12,000)	0.23 (0.23)
小幡 日出世 (注) 6	東京都世田谷区	12,000 (12,000)	0.23 (0.23)
後藤 知英美	福岡市東区	10,000	0.19
佐竹 康峰	東京都世田谷区	10,000	0.19
石川 智明	東京都江東区	10,000	0.19
今川 信宏	東京都豊島区	10,000	0.19
奥井 武史 (注) 5	埼玉県所沢市	4,000 (4,000)	0.08 (0.08)
田中 奉文 (注) 5	千葉県松戸市	4,000 (4,000)	0.08 (0.08)
金子 和弘 (注) 5	東京都品川区	4,000 (4,000)	0.08 (0.08)
大内 奈都美 (注) 6	東京都江戸川区	4,000 (4,000)	0.08 (0.08)
南 隆志 (注) 6	横浜市旭区	4,000 (4,000)	0.08 (0.08)
小淵 智也 (注) 6	川崎市中原区	4,000 (4,000)	0.08 (0.08)
小野 直美 (注) 6	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
牧瀬 和子 (注) 6	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
計	—	5,272,000 (472,000)	100.00 (8.95)

- (注)
1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
  2. 特別利害関係者等 (資本的關係会社)
  3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
  4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
  5. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
  6. 当社の従業員
  7. 自己株式
  8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
  9. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年6月15日

株式会社アクリート

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢治 博之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 広幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクリートの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクリートの平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年6月15日

株式会社アクリート

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢治 博之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 広幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクリートの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクリートの平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年6月15日

株式会社アクリート

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢治 博之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクリートの平成30年1月1日から平成30年3月31日までの第5期事業年度の第1四半期会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アクリートの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

